

# 尼崎市強靱化計画

令和2年6月

<b>第1章 総則</b> .....	<b>1</b>
第1節 趣旨 .....	1
第2節 計画の位置づけ .....	1
1 法的位置づけ .....	1
2 尼崎市総合計画との関係 .....	1
3 各施策分野との連携 .....	1
4 尼崎市地域防災計画との関係 .....	1
第3節 計画期間 .....	1
第4節 強靱化推進の基本方針 .....	1
第5節 計画の運用 .....	2
1 P D C Aサイクルの確保 .....	2
2 尼崎市防災会議への報告 .....	2
<b>第2章 脆弱性評価</b> .....	<b>2</b>
<b>第3章 対策の推進</b> .....	<b>2</b>

## 第1章 総則

### 第1節 趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、法という。）が施行され、国は平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下、国基本計画という。）を策定した。

兵庫県では、こうした国の動向を踏まえ、阪神・淡路大震災の経験と教訓に基づくこれまでの取り組みを再点検する「脆弱性評価」を実施するとともに、強靱化に向けた今後の推進方針と目標を定めた「兵庫県強靱化計画」（以下、県計画という。）を平成28年1月に策定している。

本市は、国土強靱化に関し、本市の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し実施する責務を有することから、国、県と一体となった国土の強靱化に資する取り組みを推進するため、「尼崎市強靱化計画」を策定する。

### 第2節 尼崎市強靱化計画の位置づけ

#### 1 法的位置づけ

本計画は、法第13条に基づく国土強靱化地域計画とする。

#### 2 尼崎市総合計画との関係

本計画は、尼崎市総合計画後期まちづくり基本計画の下位計画とし、尼崎市地域防災計画と一体的に防災・減災の取り組みを推進する計画とする。

#### 3 各施策分野との連携

国土強靱化に資する取り組みを推進するためには、訓練や防災教育などのソフト対策と施設整備や耐震化などのハード対策とを適切に組み合わせることが必要なため、「施策11 消防・防災」や「施策16 住環境・都市機能」を中心として、その他の施策分野とも連携を図る。

#### 4 尼崎市地域防災計画との関係

本計画は、主に尼崎市地域防災計画の「第3章 災害の予防対策」の内容を包含する。

### 第3節 計画期間

県計画との整合を図り、令和2年度から概ね5年を計画期間とする。

### 第4節 強靱化推進の基本方針

県計画も踏まえ、本市は次の方針に基づき強靱化を推進していく。

- 施政方針等との整合を図るなど、本市を取り巻く社会情勢に対応した事業とする。
- 自助、共助からなる地域防災力の向上と、公助の機能強化とを適切に組み合わせる。
- 強靱化に取り組む主体は、国や地方公共団体、事業者、市民など多岐にわたることから、関係者相互の連携・協力を一層強化し、取り組みを進めていく。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。
- 既存の施設や設備の活用などにより費用の縮減に努めるとともに、計画的な定期点検や予防保全等の実施による適切な維持管理を推進する。

## 第5節 計画の運用

本計画の適切な運用を図るため、次の方法により事業の進行管理や計画の修正を行う。

### 1 PDCAサイクルの確保

社会情勢等の変化や市政運営の状況、国・県・他都市などの動向等にも柔軟に適應できるよう、毎年修正の要否を検討し、必要に応じて修正する。

### 2 尼崎市防災会議への報告

本計画の策定や改廃については、策定、改廃が実施された以後、その直近に開催される尼崎市防災会議にて報告する。

## 第2章 脆弱性評価

「起きてはならない最悪の事態」への対策につながる取組みを検討できるよう、次の手順により課題や対策の方向性を整理することをもって、脆弱性評価と位置付ける。

### 手順1 リスクの想定

本市は平坦な地形であり、海拔ゼロメートル地帯が広がっている。また、南部は大阪湾に面し、東西に猪名川・藻川、武庫川等の河川に囲まれているため、洪水や高潮といった風水害のリスクが高いまちである。

このような自然災害のほかには大規模事故災害や武力攻撃等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、それらをすべて想定すれば際限のない対策が必要となることから、本計画においては、県計画同様、地震と風水害による災害を想定するものとする。

### 手順2 目標と起きてはならない最悪の事態の設定

想定するリスクを元に、災害対応の基本となる目標と、その目標の妨げになるような事態（「起きてはならない事態」）を設定する。（別紙1）

### 手順3 課題と対策の整理

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための対策を検討できるよう、課題と対策の方向性の整理を行う。（別紙2）

## 第3章 対策の推進

起きてはならない最悪の事態を回避するため、別紙2の対策の方向性や事業例を参考に、本市総合計画の施策分野ごとに強靱化に資する施策の検討を行い、これを推進していく。

また、毎年度実施する国土強靱化に資する補助事業については別紙3のとおり整理する。